

ゲートウェイルータに係る料金額【NTT東日本】

2025年11月1日時点

IPoE接続において、当社が提供しているゲートウェイルータに係る料金額（1ポートあたり月額（按分後料金））は、以下の通りとなります。
なお、按分方法については、設置場所の区分毎に利用ポート数で按分した料金額を各接続事業者様に負担いただいております。

● 網使用料：関門系ルータ交換機能
イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうちIPoE方式で接続する場合における料金額

POI名※1	料金額※2,3	備考
東日本集約POI (東京都内の設置場所において接続する場合 ①接続対象地域を東日本全域とするもの)	458,271円	
東京POI (東京都内の設置場所において接続する場合 ②接続対象地域を東京都内とするもの)	163,529円	
千葉POI (千葉県内の設置場所において接続する場合)	183,142円	
埼玉POI (埼玉県内の設置場所において接続する場合)	178,086円	
神奈川POI (神奈川県内の設置場所において接続する場合)	160,968円	
北関東ブロックPOI (茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合)	621,967円	
東北ブロックPOI (宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合)	213,288円	
北関東・甲信越ブロックPOI (群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合)	255,354円	
北海道POI (北海道内の設置場所において接続する場合)	192,793円	

※1：現在接続開始しているPOIもしくは、今後開設予定のPOIの内、接続事業者様より既に建設申込書をお申込みをいただき、当社が承諾を行っているPOIを指します。
※2：料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用し算定しております。
※3：2025年11月1日時点における利用ポート数見合いで算出した按分前の料金に対し、利用ポート数見合い(100G:10Gは4:1)で按分した後の100G1ポートあたりの月額料金です。

●網使用料：関門系ルータ交換機能
イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうち I P o E 方式で接続する場合における料金額

POI名※1	料金額※2,3	備考
茨城POI (茨城県内の設置場所において接続する場合)	293,114円	
栃木POI (栃木県内の設置場所において接続する場合)	392,702円	
群馬POI (群馬県内の設置場所において接続する場合)	547,889円	
新潟POI (新潟県内の設置場所において接続する場合)	651,383円	
宮城POI (宮城県内の設置場所において接続する場合)	418,531円	
福島POI (福島県内の設置場所において接続する場合)	547,889円	

※1：現在接続開始しているPOIもしくは、今後開設予定のPOIの内、接続事業者様より既に建設申込書をお申込みをいただき、当社が承諾を行っているPOIを指します。
※2：料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用し算定しております。
※3：2025年11月1日時点における利用ポート数見合いで算出した按分前の料金に対し、利用ポート数見合い(100G:10Gは4:1)で按分した後の100G1ポートあたりの月額料金です。